

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成25年9月5日（金）

労働基準部 健康安全課
課長 松原川史
主任地方労働衛生専門官 中島一成
電話 058-245-8103

平成26年度 全国労働衛生週間
10月1日～7日（準備期間 9/1～30）

岐阜県内においては、

定期健康診断の有所見率は50.3%で、昨年（47.2%）より増加（平成25年度健康診断結果報告）

メンタル不調による休業者がいる事業場割合は25.0%で、増加傾向（平成26年4月調査速報値）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場の改善など、企業の自主的な健康づくり活動を促すことを目的に毎年実施しているもので、今年で65回目を迎えます。（別添「平成26年度全国労働衛生週間実施要綱」及び「同リーフレット」参照）

平成26年度のスローガンは、

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」です。

全国の業務上疾病の被災者は長期的には減少してきているものの近年は横ばいとなっている一方、定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は増加をしていることから、健康診断の実施を徹底し、保健指導や事後措置を適切に実施することが重要となっています。また、メンタルヘルス上の理由により休業等する労働者も増えていることから職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっています。

労働者の健康を確保するために労働者自身のほか、管理監督者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフが一丸となって、健康管理を進め、心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すこととしています。

岐阜労働局においては、全国労働衛生週間の取組の中で、特に以下の健康確

保対策に重点的に取り組みます。

1 身体健康管理

岐阜県内における定期健康診断結果（労働者数 50 人以上規模の事業場が対象）をみると、有所見率が 50.3%と前年より増加をしており、およそ 2 人に 1 人に何らかの所見がある状況となっています(グラフ 1 参照)。

また、項目別の有所見率をみると、血圧、血中脂質、血糖等のいわゆる「脳・心臓疾患」の発症に関連する項目での所見率が高くなっています(グラフ 2 参照)。

本年度は、全国労働衛生週間の準備期間中（9 月）を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、岐阜労働局及び管内の労働基準監督署においては、健康診断の実施、事後措置の徹底等について周知徹底を図ることとしています。

2 心の健康管理

岐阜県内の事業場（労働者数 50 人以上規模）を対象に実施したメンタルヘルス対策に係る安全衛生管理自主点検結果（平成 26 年 4 月実施（速報値））をみると、事業場内で「平成 25 年中にメンタルヘルス不調で休業した労働者がいる事業場」の割合は規模計で 25.0%でした。また、事業場規模別で見ると規模が大きい事業場ほど比率が高くなっており、300 人以上規模の事業場では 64.8%と 3 社に 2 社程度の割合となっています(グラフ 3 参照)。経年的にみると年々休業者が発生している割合は増加傾向にあります。

また、メンタルヘルス対策を進める上で重要な「心の健康づくり計画」の策定状況（規模計）をみると、メンタル休業者が発生している事業場においては発生していない事業場と比較して高い傾向にありますが、発生している事業場においても58.6%に留まっています(グラフ 4 参照)。

岐阜労働局では、第 12 次労働災害防止計画(平成 25 年度から 29 年度まで)で定める目標「7 事項 の全てを定めた心の健康づくり計画を有する事業場（労働者数 50 人以上規模）の割合を 80%以上とする。」の達成に向け、中長期的視点に立った、継続的かつ計画的な啓発・指導を行うこととしています。

「心の健康づくり計画」で定めるべき 7 事項

事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。

事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。

事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。

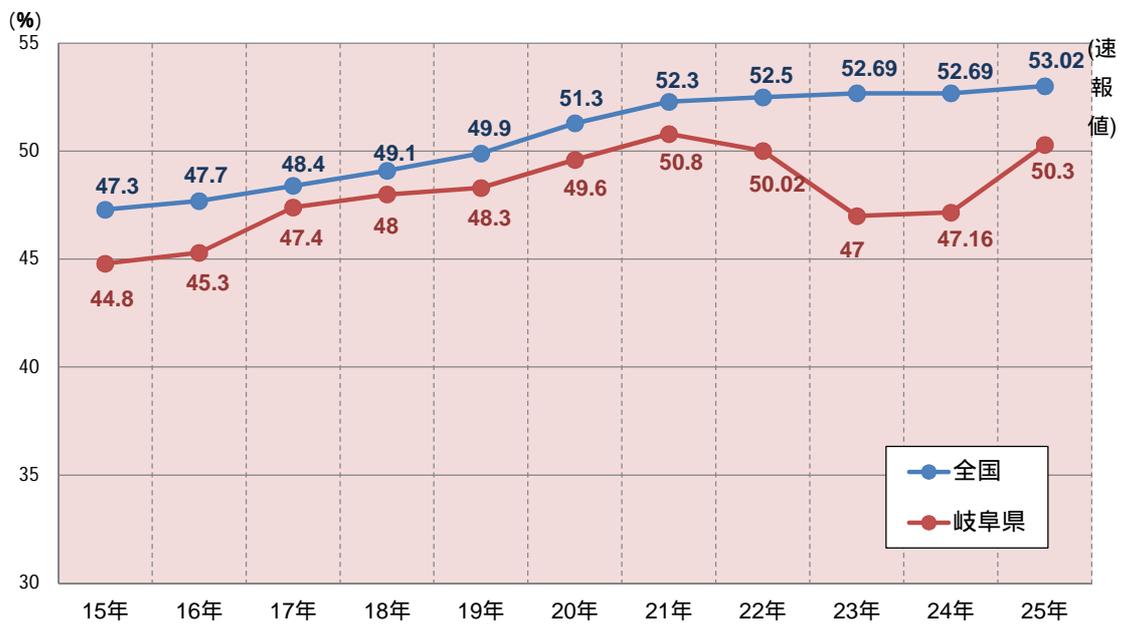
メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。

労働者の健康情報の保護に関すること

心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。

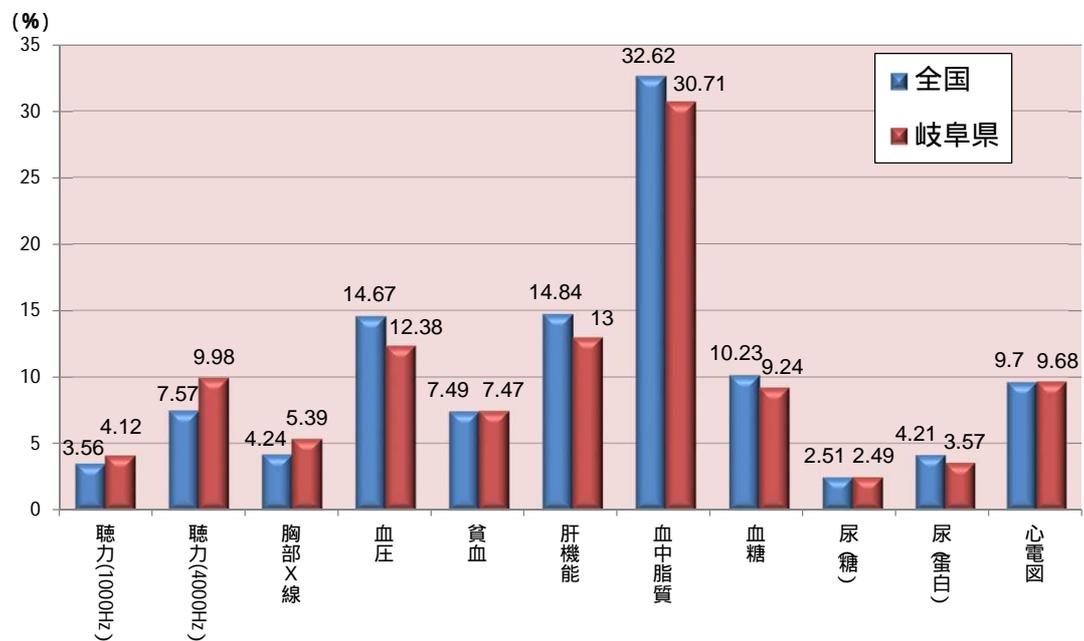
その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

定期健康診断の有所見率の推移 (平成15年～平成25年)

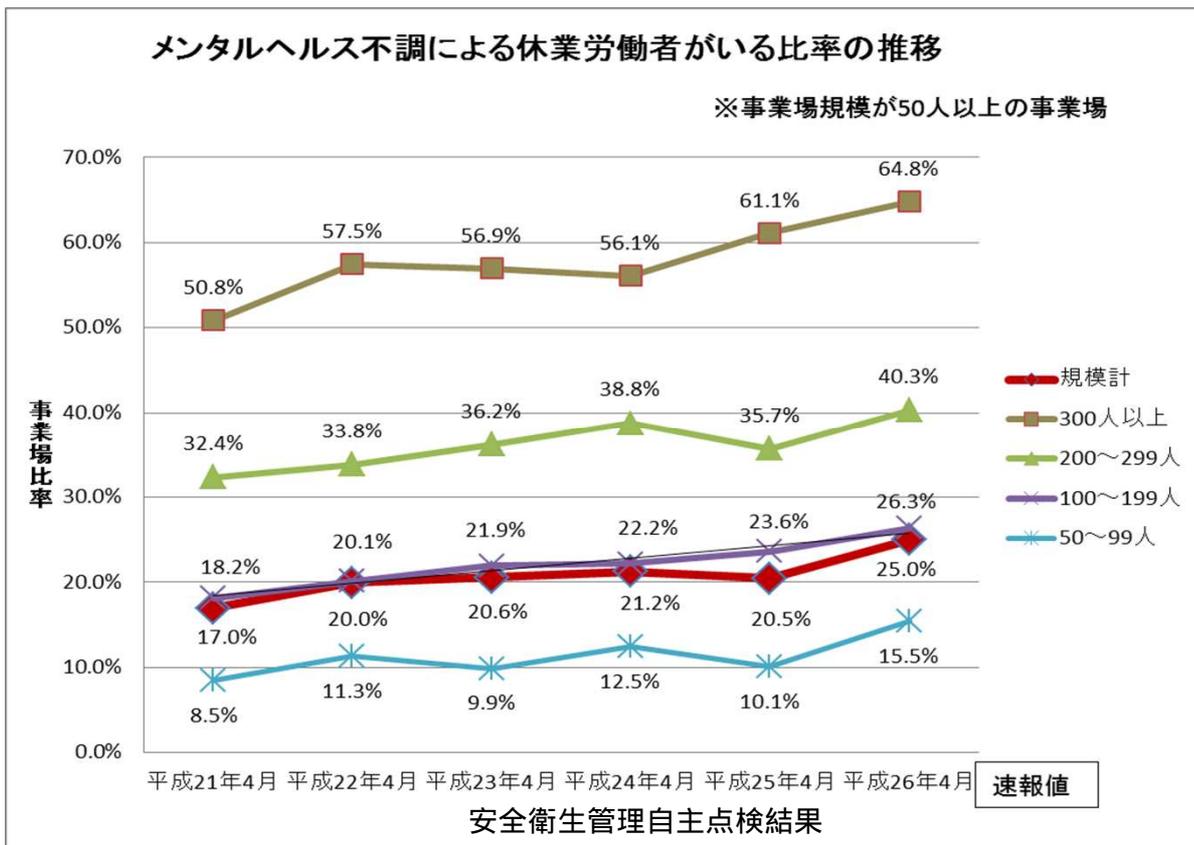


グラフ 2

平成25年検査項目別の有所見率



グラフ 3



グラフ 4

